

## スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式 入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ⑤ 仕様確認申込書
- ⑥ 仕様等に関する質問書
- ⑦ 物品入札書
- ⑧ 入札内訳書
- ⑨ 委任状
- ⑩ 物品見積書（入札不調時協議用）
- ⑪ 入札の注意事項
- ⑫ 提出書類の注意事項
- ⑬ 誓約書（2種類①）
- ⑭ 誓約書（2種類②）
- ⑮ 契約書（案）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に 参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担当 >

兵庫県土木部 道路保全課 管理班 阪上

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-3522 内線75166

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月22日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 納入期限

令和8年3月18日（水）

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県土木部 道路保全課 管理班 阪上  
電話（078）362-3522 内線75166

イ 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年1月15日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書及び内訳書を提出すること。

#### 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

- ① 仕様確認申込書
- ② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参、郵送等により提出すること。

オ 確認の結果 令和8年1月8日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- ① 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- ② 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス45式に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達物品及び数量

スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45 式

### (2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

### (3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

### (4) 納入期限

令和8年3月18日（水）

### (5) 納入場所

仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札参加の申込み

### (1) 提出場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部 道路保全課 管理班 阪上

電話（078）362-3522 内線 75166

(2) 参加申込みの期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年1月8日（木）午後5時までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。そのため、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

#### 4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 受付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部 道路保全課 管理班 阪上

電話 (078) 362-3522 内線 75166

ウ 提出書類

①仕様確認

(a) 仕様確認申込書

(b) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

②質問

任意様式

エ 提出方法

持参、郵送等により提出すること。

オ 確認の結果

令和8年1月8日（木）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時  
兵庫県土木部道路保全課

令和7年12月23日（火）から令和8年1月5日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日  
午前9時から 午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時  
(1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室  
(2) 日時 令和8年1月15日（木）午後2時

8 入札書の提出方法  
入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

9 入札書の作成方法  
(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。  
(2) 入札書は所定の別紙様式によること。  
(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。  
ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。  
イ 年月日は、入札書の提出日とする。  
ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。  
エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。  
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。  
(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。  
(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和8年1月14日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年1月14日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和8年1月22日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## 1 1 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

## 1 2 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

## 1 3 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(注) 予定価格には次の費用を含む。
  - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
  - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
  - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

## 1 4 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年1月22日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

## 1 5 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

## 1 6 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により 7 日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 1 7 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

## 1 8 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

## 1 9 調達事務担当部局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県土木部 道路保全課

電話 (078) 362-3522 内線 75166

# スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 調達仕様書

## 1 物件名

スマートフォン（多機能携帯電話）端末及び付属品込み通信サービス

## 2 契約台数 45台

## 3 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※サービス開始日（令和8年4月予定）は別途協議により決定する。

## 4 多機能携帯電話（リース）の調達

以下の要件を満たす端末を提供すること。なお、調達物品は全てカタログ標準品であり、端末については新品であること。

Androidスマートフォン 45台

- ・ディスプレイ：5.80インチ以上
- ・バッテリー：4,000mAh以上
- ・重量：190g以下
- ・メモリ容量：ROMが64GB以上、RAMが4GB以上であること。
- ・OS：Android14以上
- ・防水：IPX5/IPX8以上
- ・防塵：IP6X以上
- ・発売日は2024年11月以降の携帯電話端末とすること。

## 5 通話・データ通信サービスの提供

以下の要件を満たす通話・データ通信サービスを提供すること。

通話・データ通信サービス（最低限、求める仕様）

- ・音声通話：24時間いつでも国内通話無料であること。なお、国際ローミング通話料、国際電話通話料、衛星電話宛通話料、おしらべダイヤル、0570など他社が料金設定している番号への通話料、番号案内（104）、留守番電話プラスの伝言再生などは無料通話の対象外とする。
- ・通信方式：4G, 5G
- ・データ通信容量：月5GB以上
- ・通話、データ通信サービスについては月額・定額制とすること。
- ・月々のデータ通信量について、データ通信量が規定の容量を超えた場合でも低速での通信が行えること。
- ・全ての端末について、電気通信事業法第8条に基づく災害時優先発信が可能であることを必須とする。

## 6 キッティング

端末本体、外箱、充電器の各1箇所にテープラの貼付け（電話番号）を行う。

## 7 付属品

スマホ端末ケース・首下げ用紐・画面保護フィルムを初期費用に含め付属するものとする。カラーについては、クリアまたは黒とする。

## 8 その他留意事項

- ・端末の故障、紛失、盗難時には本体の修理や交換を無償で行うこと。また、代替機の交換等の対応については原則5営業日以内に対応すること。
- ・契約期間中、通話（通信）障害等発生時は、受注者又は受注者が供する携帯電話通信事業者のサポート・サービス保守体制が提供できるものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用については、本契約に含むものとする。

- ・発注者の事務所内において通信状況が不安定であると認められる場合は、レピーター等の改善を施すこと。
- ・紛失時、MDM等システムにより、端末内情報が外部に流出することを防止できること。

## 9 納入先

兵庫県庁1号館10階 土木部 道路保全課

なお、送料等、機器の納入に要する費用は、受注者の負担とする。納品日は、土日祝日を除くこと。

## 10 携帯電話納品目

令和8年3月18日まで（使用開始は令和8年4月1日）

## 11 その他

受注者は本業務を通じて知り得た情報は、すべて秘密として取扱い、厳重に管理すること。受注者は本業務を通じて知り得た情報は、解約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。

下記の場合においては、速やかに調達物品の返品、交換に応じることとし、返送に必要な費用については受注者側が負担すること。

- ・仕様書の記載内容と異なる製品を納入した場合
- ・受注者側の責任で故障が生じた製品
- ・サービス事業者は電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業者を営む者であり、本件で使用される通信ネットワークは移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設・運用・保守している者により提供されること。

仕様書に定めのない事項が発生した場合は別途協議するものとする。

# 一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 斎藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）

3 本件入札に当日参加し、権限行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： \_\_\_\_\_ 職・氏名： \_\_\_\_\_

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

4 連絡先（担当者）

所 属： \_\_\_\_\_ 電 話： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

## 仕様確認申込書

会社名 : \_\_\_\_\_  
 担当者名 : \_\_\_\_\_  
 TEL : \_\_\_\_\_  
 FAX: \_\_\_\_\_  
 メールアドレス : \_\_\_\_\_

件名 : スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

番号	品名	メーカー	数量	製品番号	単価（定価）	合計（定価）	同等品協議	備考
1	通信サービス		45			0		
2	レンタル機器		45			0		
3	保守		45			0		
4	MDM サービス		45			0		
5	MDM サービス 初期設定費		1			0		
6	充電器		45			0		
7	スマホケース		45			0		
8	首下げ用 ストラップ		45			0		
9	画面保護フィルム		45			0		
10						0		
合計						0		

※所定の事項について記載のうえ、《入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内》までに提出してください。

同等品の場合は、「同等品協議」欄に「○」を記載のうえ、「同等品協議書」（様式任意）を当該製品の

メーカー、規格、材質、品質及び性能等がわかるカタログ等を添付の上、提出してください。

## 仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

## メールアドレス

案件名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

※仕様等に関する質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

# 物 品 入 札 書

件 名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

入 札 金 額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
スマートフォン端末及び付属品 込み通信サービス	45 台 (36か月)			
MDM サービス導入費	1 式			
計	—	—		

納 入 場 所

仕様書のとおり

納 入 期 限

令和8年3月18日

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他  
関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 入 札 書

記入例

件 名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

入札金額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
スマートフォン端末及び付属品 込み通信サービス	45 台 (36 か月)			
MDM サービス導入費	1 式			
計	—	—		

納 入 場 所

仕様書のとおり

納 入 期 限

令和8年3月18日

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。  
(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。また、参加申込時に届出が必要です。電話番号、メールアドレスは代表者（代理人が入札する場合は代理人）が所属する部署のものを記載ください。

# 物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

入札金額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
スマートフォン端末及び付属品 込み通信サービス	45 台 (36 か月)			
MDM サービス導入費	1 式			
計	—	—		

納 入 場 所

仕様書のとおり

納 入 期 限

令和8年3月18日

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

## 入札内訳書

会社名 : \_\_\_\_\_  
 担当者名 : \_\_\_\_\_  
 TEL : \_\_\_\_\_  
 FAX: \_\_\_\_\_  
 メールアドレス : \_\_\_\_\_

件名 : スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

番号	品名	メーカー	数量	製品番号	単価(定価)	合計(定価)	同等品協議	備考
1	通信サービス		45			0		
2	レンタル機器		45			0		
3	保守		45			0		
4	MDM サービス		45			0		
5	MDM サービス 初期設定費		1			0		
6	充電器		45			0		
7	スマホケース		45			0		
8	首下げ用 ストラップ		45			0		
9	画面保護フィルム		45			0		
10						0		
合計						0		

※ 応札する物品の型式及びメーカー等、所定の事項について記載のうえ、入札時に提出してください。

同等品の場合は、「同等品協議」欄に「○」を記載してください。

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

※ 記入欄が不足する場合は適宜追加して記入願います。

執 行 者	立 会 人
確 認 書 類	

上記枠内は記入しないでください。

## 委任状

入札公告されている スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス45式  
案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふり 姓 名

受任者 使用印鑑	

令和 年 月 日

兵 庫 県

契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代表者 氏名

代表者印

《連絡先》

部 署 名 : \_\_\_\_\_

職・氏名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

(入札不調時協議用)

# 物 品 見 積 書

件 名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

見 積 金 額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品名	数量	単価	金額	摘要
スマートフォン端末及び付属品 込み通信サービス	45台 (36か月)			
MDMサービス導入費	1式			
計	—	—		

納 入 場 所

仕様書のとおり

納 入 期 限

令和8年3月18日

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、

契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

(入札不調時協議用)

# 物 品 見 積 書

記入例

件 名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

見 積 金 額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品名	数量	単価	金額	摘要
スマートフォン端末及び付属品 込み通信サービス	45台 (36か月)			
MDMサービス導入費	1式			
計	一	一		

納 入 場 所

仕様書のとおり

納 入 期 限

令和8年3月18日

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、

契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日  
兵庫県契約担当者  
兵庫県知事様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
代理人氏名  
電 話 番 号  
メールアドレス

開札当日に、代理人名義で  
見積書を作成し提出する場合  
は、代理人の記名で見積書を  
提出してください。  
電話番号、メールアドレス  
は代表者（代理人が入札する  
場合は代理人）が所属する部  
署のものを記載ください。

# 入札の注意事項

## 1 代表者等が入札される場合について

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を入札前に行います。

① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。

② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

## 2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。

② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき

（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）

・代理人が本人確認書類を持参していないとき

## 3 入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。

※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

(2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

## 4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するもので

す入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書提出日が再入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

## 5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

# 提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

## 1 入札参加申込み（期限：令和8年1月5日（月）午後4時）

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3) 返信用封筒（84円切手を添付の上、宛先を明記すること）（電子の場合不要）

## 2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：同上）

- (1) 仕様確認申込書
  - (2) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
- 質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。  
提出方法は、上記1と同じです。

## 3 開札日時・場所：令和8年1月22日（木）午後2時

### 兵庫県庁1号館1階入札室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- (4) 入札内訳書 2通（1回目入札用、再入札用）
- (3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官庁が発行した顔写真付公的書類）

## 4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

**入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。**

## 5 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書 2通（本県で準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

# 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事 様

住　　所

会社名

代表者名

電　　話

電子メール

## 誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス利用契約 45式

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話

電子メール

### 別表（誓約事項(1)及び適正な労働条件の確保に関する特記事項関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

## 【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

### (労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

### (契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

### (違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

## 契 約 書

1 サービスの名称　　スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式

2 納 入 場 所　　兵庫県土木部道路保全課

3 履 行 期 間　　令和　　年　　月　　日から  
　　　　　　　　　　令和11年3月31日まで

4 利 用 料　　月額　金　　円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円)

初 回 導 入 費　　金　　円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円)

上記の業務について、兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な利用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　兵庫県　　神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
　　　　兵庫県知事　齋　藤　元　彦　印

乙　　住 所  
　　　会社名  
　　　代表者名　　印

(目的)

第1条 乙は、次のサービスを甲に提供し、甲はこれを利用する。

サービス名 スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス 45式(以下「サービス」という。)

内 容 別添「スマートフォン端末及び付属品込み通信サービス調達仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(実施の方法)

第2条 乙は、この契約書、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、サービスの提供を実施するものとする。

(利用料)

第3条 サービスに対する利用料(以下「利用料」という。)は、月額 金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)とする。ただし、乙の責に帰すべき理由によりサービスを提供できなかつた月の利用料は、日割計算により算出するものとする。

また、初回導入費は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)とする。

なお、国際電話等の通話定額サービス適用外の通話を行った場合は、別途通信費用等の請求ができるものとする。

- 2 サービス開始以前の契約期間において、月の利用料は発生しないものとする。
- 3 総利用料は、月の利用料に利用期間(36箇月)を乗じたもの及び初回導入費を合算したものとする。
- 4 乙は、毎月10日までに前月分の利用料を甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙が提出する正当な支払請求書を受理した日から30日以内に利用料を乙に支払わなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、円(履行保証保険または納入)とする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、サービスの遂行上、直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、契約中の個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(セキュリティ対策)

第6条 乙は、サービスを提供するに当たり情報資産を取り扱う場合には、別添「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び「兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱」を守らなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(指示及び報告)

第8条 乙は、サービスの提供に当たっては、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し、サービスの状況について報告を求めることがある。

(内容の変更等)

第9条 契約内容に疑義が生じた場合は、甲、乙の双方協議の上、甲が必要と認めた場合において、書面により変更を定めるものとする。

(サービスの一時的な提供停止、廃止)

第10条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合にはサービスの提供の全部又は一部を停止するものとする。

(1) 戦争、テロ行為、争乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変、その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの適用が不能となつたとき

(2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

(3) サービス用設備及びサービスを提供するための通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

- 2 前項の場合において、乙は、その事由の発生後直ちにサービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する事由によりサービスの提供ができなくなった場合は、サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(利用遅滞の場合の違約金)

第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約の利用開始日にサービスの利用を開始できないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の利用開始日から利用が可能となった日の前日までの日数に応じ、総利用料につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として乙に納めなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、サービスの提供にあたり全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、サービス提供の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 3 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 4 乙はサービス提供の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 5 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 6 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

第13条の2 甲は、乙が次の各号に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第13条の3 甲は、第13条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
  - (1) 利用開始日前に解除した場合には、総利用料の10分の1に相当する額。
  - (2) 利用開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了までの期間に対する利用料の合計の10分の1に相当する額。
- 4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当す

ることができる。

- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第14条 甲は、第16条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき又は第12条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第15条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第16条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用し

ていた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、総利用料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならぬ。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害の負担及び損害補償）

第19条 サービスを提供する過程において生じた損害又は乙が第三者及び利用者に及ぼした損害は、全て乙が負担する。ただし、乙の責に帰すことができない事由の場合はこの限りではない。

（適正な労働条件の確保）

第20条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第21条 乙は、第13条の3第3項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の地域を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。